

令和8年（フ）第850号

東京都三鷹市深大寺2丁目31番53号サンライフマンションⅡ101

破産者 白石 健

- 1 決定年月日 令和8年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第891号

東京都府中市南町6丁目26番地の1ハイツイコイ1

破産者 谷口 愛

- 1 決定年月日 令和8年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第46号

鳥取県鳥取市千代水3丁目80番地

破産者 有限会社オートジール

- 1 決定年月日 令和8年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

鳥取地方裁判所民事部

令和6年（フ）第417号

鹿児島市小原町21番10号

破産者 有限会社八百力

- 1 決定年月日 令和8年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和8年（フ）第1051号

福岡市中央区草香江2丁目14番9—305号クラシオン草香江

破産者 鶴田 貴志

- 1 決定年月日 令和8年8月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第119号

神奈川県三浦市南下浦町上宮田1387番地11ステーションスクエア102、前住所神奈川県

三浦市南下浦町上宮田1334番地12 三浦海岸

ハイツ8—853

破産者 高見澤良作

- 1 決定年月日 令和8年8月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第22号

神奈川県横須賀市津久井4丁目11番20号

破産者 山田 秀幸

- 1 決定年月日 令和8年8月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第103号

神奈川県横須賀市野比2丁目29番16号 コーポ ラベンダー101

破産者 矢久保 薫

- 1 決定年月日 令和8年8月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第159号

福岡県春日市若葉台東2丁目2番地1 セジュール・リカーⅡ101号

破産者 鍋島 伸次

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第597号

福岡市博多区奈良屋町12番14—1102号 グランフォーレラグゼ博多

破産者 浦志 愛香

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第848号

福岡市南区老司4丁目20番30—107号 グラデュール シャトー

破産者 江崎 輝

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第912号

福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵468番地31 スカイハイツ102号

破産者 薛 美君（XUE MEIJUN）

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第913号

福岡市早良区星の原団地35番107号

破産者 原 光雄

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第30号

秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢178番地29

破産者 中原 純一

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

秋田地方裁判所能代支部

令和7年（フ）第785号

埼玉県越谷市大字袋山1575番地8

破産者 茂木太喜男

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第3号

埼玉県秩父市大野原655番地 萩原第一ハイツ201

破産者 青木 文男

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和7年（フ）第5627号

大阪市淀川区宮原1丁目15番18—1102号

破産者 城 真紀子

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第51号

兵庫県丹波市市島町下竹田2065番地

破産者 大野 泰裕

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所柏原支部

令和8年（フ）第24号

兵庫県丹波市春日町野瀬962番地、前住所大阪市住之江区北加賀屋2丁目9番16号

破産者 102木工所こと 赤松 徹浩

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所柏原支部